



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収及び収納の事務の委託（総務私学課） 1
- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課） 2
- 地籍調査に関する事業計画の決定（土地対策課） 2
- 地籍調査の実施（土地対策課） 3
- あらたに生じた土地の確認（市町村課） 3
- 字の区域の変更（市町村課） 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 3
- 市営土地改良事業施行の適当の決定・2件（村づくり計画課） 4
- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 5
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 5
- 公共測量の実施の終了の通知・3件（道路管理課） 5
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） 6

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（総務私学課） 7
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 8
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（道路街路課） 8
- 県道平和の道線（仮称）整備事業に係る環境影響評価準備書について説明会の開催（道路街路課） 8

その他

- 行政オンブズマンの意見表明の公表 9

正 誤

- 平成20年3月29日付け公報号外第10号中訂正・2件 10

告 示

沖縄県告示第284号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び収納の事務を委託した。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収及び収納の事務 沖縄県公文書館に設置する複写機の賃貸料に係る徴収及び収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人沖縄県文化振興会
 - (2) 所在地 南風原町字新川148番地の3
- 3 委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

沖縄県告示第285号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における自動車に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木一丁目八番七号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号

- (3) 委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

- 2 (1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した自動車税に係る徴収金及びその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

- (3) 委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

沖縄県告示第286号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成20年度地籍調査の事業計画を次のとおり定める。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調査を行う者の名称 沖縄県
- 2 調査地域 那覇市（首里汀良町全域、首里鳥堀町全域、首里赤田町全域、首里崎山町1丁目及び首里崎山町2丁目）
- 3 調査期間 平成20年5月2日から平成21年3月31日まで

沖縄県告示第287号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次のとおり地籍調査を実施する。
平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 事業計画が告示された年月日 平成20年5月2日
- 2 調査を実施する者の名称 沖縄県
- 3 調査地域 那覇市（首里汀良町全域、首里鳥堀町全域、首里赤田町全域、首里崎山町1丁目及び首里崎山町2丁目）
- 4 調査期間 平成20年5月2日から平成21年3月31日まで

沖縄県告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、豊見城市長から同市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地の所在 豊見城市字瀬長舟無小原73番9、75番3、75番4を経て、同字瀬長原174番に至る間の地先公有水面埋立地
- 2 地積 5,419.89平方メートル

沖縄県告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、豊見城市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

豊見城市字瀬長舟無小原73番9、75番3、75番4を経て同字瀬長原174番に至る間の地先公有水面埋立地5,419.89平方メートルを豊見城市字瀬長の区域に編入し、その区域を変更する。

沖縄県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり本部土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉良全	本部町字大嘉陽560番地
理事	仲井間憲康	本部町字大嘉陽491番地
理事	外間政昭	本部町字辺名地1047番地
理事	仲田又五郎	本部町字大嘉陽446番地
理事	渡久地政信	本部町字東340番地の3
理事	仲井間憲儀	本部町字大嘉陽589番地
理事	照屋忠三郎	本部町字辺名地557番地

理事	渡口幸永	本部町字大嘉陽439番地
監事	新垣正秀	本部町字東537番地の2
監事	上運天英孝	本部町字大嘉陽463番地の3
監事	上運天英三	本部町字大嘉陽467番地の1

任期 平成18年12月5日から平成20年12月4日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉良全	本部町字大嘉陽560番地
理事	仲井間憲保	本部町字大嘉陽491番地
理事	外間政昭	本部町字辺名地1047番地
理事	仲田又五郎	本部町字大嘉陽446番地
理事	仲間清忠	本部町字大嘉陽554番地
理事	島袋忠昭	本部町字辺名地1076番地
理事	照屋忠三郎	本部町字辺名地557番地
理事	島袋能治	本部町字辺名地439番地
監事	新垣正秀	本部町字東537番地の2
監事	上運天英孝	本部町字大嘉陽463番地の3
監事	上運天英三	本部町字大嘉陽467番地の1

沖縄県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南城市長から協議のあった船越地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成20年4月21日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成20年5月7日から同年6月3日まで
- 縦覧に供する場所 南城市役所
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南城市長から協議のあった福原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成20年4月17日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月2日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年5月7日から同年6月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 南城市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖繩県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、恩納村長から協議のあった安富祖地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成20年4月17日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月2日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年5月7日から同年6月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 恩納村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖繩県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年5月2日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北1番26・1番46・1番49（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 漁港施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林緑地課及び沖繩県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖繩県告示第295号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成16年沖繩県告示第368号で同意の認定をした浦添加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成20年5月2日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県告示第296号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖繩総合事務局北部国道事務所の長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成20年5月2日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 国頭村字宜名真地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成19年12月18日から平成20年3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（道路計画図面作成）

沖縄県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所の長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 大宜味村字謝名城地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成20年2月22日から同年3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（道路計画図面作成）

沖縄県告示第298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所の長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字兼城、字宮平及び字与那覇
- 2 公共測量を実施した期間 平成19年5月31日から平成20年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（平成19年度管内交通対策設計業務）

沖縄県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1080号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 西原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 西原町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年12月10日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成8年沖縄県告示第1080号、平成12年沖縄県告示第230号、平成16年沖縄県告示第224号の事業地のうち西原町字我謝、字我謝前川、字兼久、字与那城、字安室、字安室安室原、後原、佐久真原及び後ノ川原、字小那覇、字嘉手苺、字掛保久、字内間、字小橋川、字津花波、字呉屋、字呉屋西門、東門、上呉屋、棚島及び上原、字小波津、字小波津東、西、赤毛、安世良、前原及び後原、字東崎、字翁長東原、桃原、前原、後原、西原、大田、阿良田及び呉屋並びに字桃原桃原を削る。
 - (2) 使用の部分 平成8年沖縄県告示第1080号、平成12年沖縄県告示第230号、平成16年沖縄県告示第224号の事業地に西原町字我謝我謝、前川、上ノ川、前原、長溝、白川原及び浜川原、字兼久古川原、勝連川、御殿原及び中兼久原、字与那城与那城、仲那覇、屋那真志及び大田良原、字安室安室原、後原、佐久真原及び後ノ川原、字小那覇小那覇、壺川、後原、前原、桃原、深伊久、千原及び御殿原、字嘉手苺上之松、西原及び儀間、字掛保久後原及び前原、字内間内間、東謝及び前原、字小橋川小橋川、与那川、西原、宇津尾、東原及び桃原、字津花波津花波、鏡見謝、呉屋田原、西前原及び前原、字呉屋呉屋、西門、東門、上呉屋、棚島、上原及び前原、字小波津東、西、赤毛、安世良、前原、後原、上屋部、下屋部及び細工升、字翁長東原、桃原、前原、後原、西原、大田、河良田、呉屋、坂田升及び運堂原、字桃原桃原、湧原及び恩玉原、字千原千原、字棚原棚原、白河、前原、浅原、浮溝、城及び久地、字徳佐田徳佐田及び後原、字上原上原、宮里、大田及び運堂、字幸地幸地、小又、神掌、南良、上千増、下千増及び前原並びに字東崎を加える。
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る物品等の名称又は数量 沖縄県文書管理システム機器等の借入れ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部総務私学課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎1丁目11番2号
- 5 契約金額 39,346,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年5月2日から同年9月2日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成20年3月28日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン石垣店 石垣市字真栄里262番地の1ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 合資会社ケイアンドティートレーディング 石垣市字登野城69番地 代表社員 大浜寛詳
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社石垣エスエスグループ 石垣市字登野城69番地 代表取締役 大浜一郎
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年11月29日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,924平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 191台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 29台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 430平方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 102.0立方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後9時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後9時まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口3カ所、出入口の位置 次の

図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び石垣市企画部商工振興課において縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後8時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 戸田書店豊見城店 豊見城市字豊崎1番418及び1番420
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座4番6号 代表取締役 鍋倉修六
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成20年5月2日から同年6月2日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・4号伊差川線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成19年沖縄総合事務局告示第33号の事業地のうち名護市大北二丁目、大北三丁目及び字伊差川地内において事業地を変更する
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月3日から平成26年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第16条第1項の規定により、環境影響評価準備書の説明会を次のとおり開催する。

平成20年5月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多

- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 県道平和の道線(仮称)整備事業
- (2) 種類 道路の新設の事業
- (3) 規模 延長 7,400メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 起点 糸満市字真栄里、終点 糸満市字山城
- 4 関係地域の範囲 糸満市
- 5 説明会の開催を予定する場所及び日時 糸満市名城公民館 平成20年5月14日(水曜日)午後7時から午後9時まで

そ の 他

平成20年3月27日付けで教育長に対し意見表明を行ったので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱(平成7年3月27日知事決裁)第17条第1項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

平成20年5月2日

沖縄県行政オンブズマン 大工廻 朝 次
沖縄県行政オンブズマン 翁 長 孝 枝

教育庁での沖縄県情報公開条例の運用及び行政事務処理の改善について

(意見表明)

教育庁及び県立高等学校等教育機関での沖縄県情報公開条例(以下「条例」という。)の運用が適正、適切になされるよう、条例の周知及び職員の研修に努めるとともに、行政事務全般の執行に当たっては、教諭出身の職員(以下「指導主事等」という。)と他の行政事務職員の連携が強化されるよう、事務処理体制の改善を検討されたい。

(理由)

公文書開示請求の事務処理に係る苦情申立の調査の結果、教育庁担当課での不適切な事務処理がみられたが、この要因は、条例の運用解釈の理解不足のほか、行政事務を執行するに当たって、組織的な対応の弱さ、とりわけ指導主事等と他の行政事務職員の連携の弱さがあるように見受けられた。

教育庁における公文書の情報公開は、教育行政に対する県民の知る権利を尊重し、諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが、ひいては公正で開かれた教育行政の推進に資するものであるとの認識が重要である。

教育長は、教育行政の執行に当たっては、児童生徒、保護者等の権利が守られるよう、個人情報の保護にも留意して行う必要があり、事務処理に当たっては、慎重かつ適切な行政判断を行うとともに、県民に対する説明は適切、丁寧な対応が求められる。

このため、情報公開に係る事務処理について、職員に対し条例及び関連する諸規程の周知を図るとともに、研修等を通じて自己研鑽することが緊要であると思慮する。

教育庁は、教育の専門的分野の行政事務と一般行政事務が混在している部署であるため、指導主事等が行政職として勤務しているが、一般行政事務には不慣れなことが多く、そのことが事務処理に当たって、ややもすると行政事務の誤りを生じさせるおそれがあるように思われる。

指導主事等が教育庁勤務となった場合、行政事務全般に直ちに習熟するのには困難な面がある。

一方、指導主事等は、学校現場に戻る者が多いため、教育庁における業務は、教育行政の技術的分野(教育に関する企画・教育指導方針、教育に関する調査研究等)の専門家であっても、一般の行政事務については、他の行政職と同等に多種多様な行政事務に対応できることは望ましいが必ずしも必要不可欠であるとは思えない。

このような課題を克服し、教育庁で質の高い行政サービスや均一な行政水準を維持、確保するためには、指導主事等と他の行政事務職員が緊密に連携し事務を進めることが肝要であるように思われる。

正 誤

平成20年3月29日付け公報号外第10号掲載の「消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から13	共済事業規約設定	共済事業規約変更
2	下から13	議事録の謄本	議事録

平成20年3月29日付け公報号外第10号掲載の「沖縄県漁業調整規則の一部を改正する規則」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	上から6	まぐろはえ延縄漁業	まぐろはえ縄漁業

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円